

第6回 岐阜地区陸上競技選手権大会

主催 岐阜地区陸上競技協会

競技会コード： 23240510

競技場コード： 241020

1. 日 時 2023年9月10日(日) 9時00分競技開始
(受付開始8時00分 於正面玄関) (雨天決行)
2. 場 所 岐阜メモリアルセンター 長良川競技場
Tel (058) 233-8822
3. 種 目

◎ 選手権の部

一高の部 (男女)

100m 200m 400m 800m 1500m 4×100mR

走幅跳 やり投 砲丸投 (男 ー 7.260kg・高 6.000kg、女 4.000kg)

中学の部

男子 100m 200m 400m 800m 1500m 4×100mR

走幅跳 砲丸投(5.000kg)

女子 100m 200m 800m 1500m 4×100mR 走幅跳

砲丸投(2.721kg)

小学生の部 (男女)

100m 800m 走幅跳 ジャベボール投

混合4×100m R (男女3名ずつ、計6名以内で編成)

(オーダーは男女各2名で編成し、走順は男女自由とする)

◎ 記録会の部

小学生

男子 1・2年生 50m

3・4年生 100m

女子 1・2年生 50m

3・4年生 100m

4. 競技規則

- (1) 2023年度日本陸上競技連盟規則及び大会要項を適用する。
- (2) 学童年齢段階を考慮して教育的配慮のもとに競技運営する。
- (3) 小学生のスタートの合図は、英語で行う(On your marks・Set)
- (4) リレーに複数エントリーチームのチーム間の変更は認めない。

5. 競技方法

- (1) 火傷の危険があるため素足では禁止する。
- (2) 記録会の部のスタートは、1人が2回フライングをすると失格になる。
クラウチングスタートを原則とし、スタンディングスタートも認める
- (3) 1500m・4×100mRは、タイムレースとする。
- (4) ジャベボール投は、備え付けのものを使用する。

6. 表彰 3位までの入賞者に賞状を授与する。

7. 参加者資格及び制限

- (1) 一般・高校 2023年度岐阜陸協登録者に限る。
- (2) 中学生 2023年度岐阜陸協登録者に限る。
- (3) 小学生 岐阜地区の陸上スポーツ少年団・クラブ・小学校に所属する
2023年度岐阜陸協登録者に限る(登録していない場合は、岐阜陸上競技協会ホームページを見て登録をしてください)。
- (4) 1人2種目以内(リレーを除く)

8. 参加料(傷害保険を含む)

- | | | |
|-------|------------|----------------------|
| 一般・高校 | 個人種目1種目につき | 1,000円、リレー1チーム1,000円 |
| 中学生 | 個人種目1種目につき | 800円、リレー1チーム1,000円 |
| 小学生 | 個人種目1種目につき | 500円、リレー1チーム1,000円 |
- ※ 参加料はいかなる場合も返金しない。

9. 申し込み

(1) 申し込み期限

アップロード:2023年8月5日(土)、郵送:2023年8月9日(水)必着

(2) 方法及び宛先

申込一覧表は岐阜陸上競技協会ホームページ⇒地区陸協⇒岐阜地区と進み
大会スケジュールより岐阜地区陸上競技選手権大会からエクセルファイルを
ダウンロードする。

方法については、県陸協と同様とするので、告知事項の「3競技会への参加申
込方法について」を参照すること。

但し、印刷した申し込み一覧表、参加料振込明細の送付先については下記とする。

〒501-2507

岐阜市山県岩中92-11

河野 康彦 宛に期日までに郵送すること。

※申込期限を過ぎたもの、不備は受け付ない。

10. 参加料の振込について

- (1) 参加料はすべて銀行振込とします。また振込手数料は申込者でご負担ください。

参加料振込先

口座番号 十六銀行 あかなべ支店 普通1367286

加入者 岐阜地区陸上競技協会 会長 杉山美生

振込金額 参加料を記入 おところ・おなまえ

11. 問い合わせ先

岐阜地区陸上競技協会 河野 康彦

501-2507 岐阜市山県岩中92-11

☎・Fax 058-229-5835 携帯 090-7438-0552

12. その他

- (1) 参加者は個人・団体が傷害保険に加入しておくこと。
- (2) アスリートビブスは、陸協規定のものをつける。
- (3) カメラやビデオなどの撮影は、節度ある行動をとってください。審判員が不審に感じたものがあつた場合は、写真データの開示を求めるので審判員に従うこと。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、陸協競技会要覧告知事項6を参照すること。
- (5) 感染症感染予防対策を十分して参加のこと。その他主催者が行う対策に従うこと。